

船場小学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月
姫路市立船場小学校

《 目 次 》

はじめに

1	本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢	・ ・ ・ ・ 1
2	いじめの定義	・ ・ ・ ・ 1
3	いじめの理解	・ ・ ・ ・ 1
4	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割	・ ・ ・ ・ 2
5	未然防止の取組	・ ・ ・ ・ 3
6	早期発見の取組	・ ・ ・ ・ 6
7	早期対応	・ ・ ・ ・ 7
8	特別な支援を必要とする児童への配慮	・ ・ ・ ・ 8
9	インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	・ ・ ・ ・ 8
10	重大事態への対処	・ ・ ・ ・ 9
11	いじめ防止に係る年間計画	・ ・ ・ ・ 10
13	早期発見のためのチェックリスト	・ ・ ・ ・ 11
13	組織的対応の流れ	・ ・ ・ ・ 13

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、人間として、絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に取り組む。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりを推進するため、基本的な方針を策定する。

1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

本校は、「学校だいすき船場っ子」の学校教育目標のもと、

- かがやくひとみ （自ら学び、自ら考える子）
- きれいなこころ （明るく心やさしい子）
- みんなげんき （健やかでたくましい子）

をめざす児童像とし、教職員は学級経営や学習指導、生徒指導に具現化し、「通ってよかった学校、通わせてよかった学校」づくりに努め、保護者・地域から信頼される教育を推進している。そして、すべての児童が安全安心な学習の場を確保し、充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、組織指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合には、関係諸機関との連携を図り、適切且つ迅速に解決するために「船場小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、

一体となって取り組むべき問題である。

(9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。

(10) いじめは、加害・被害の二者の関係ではなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置 (いじめ防止対策推進法 第22条)

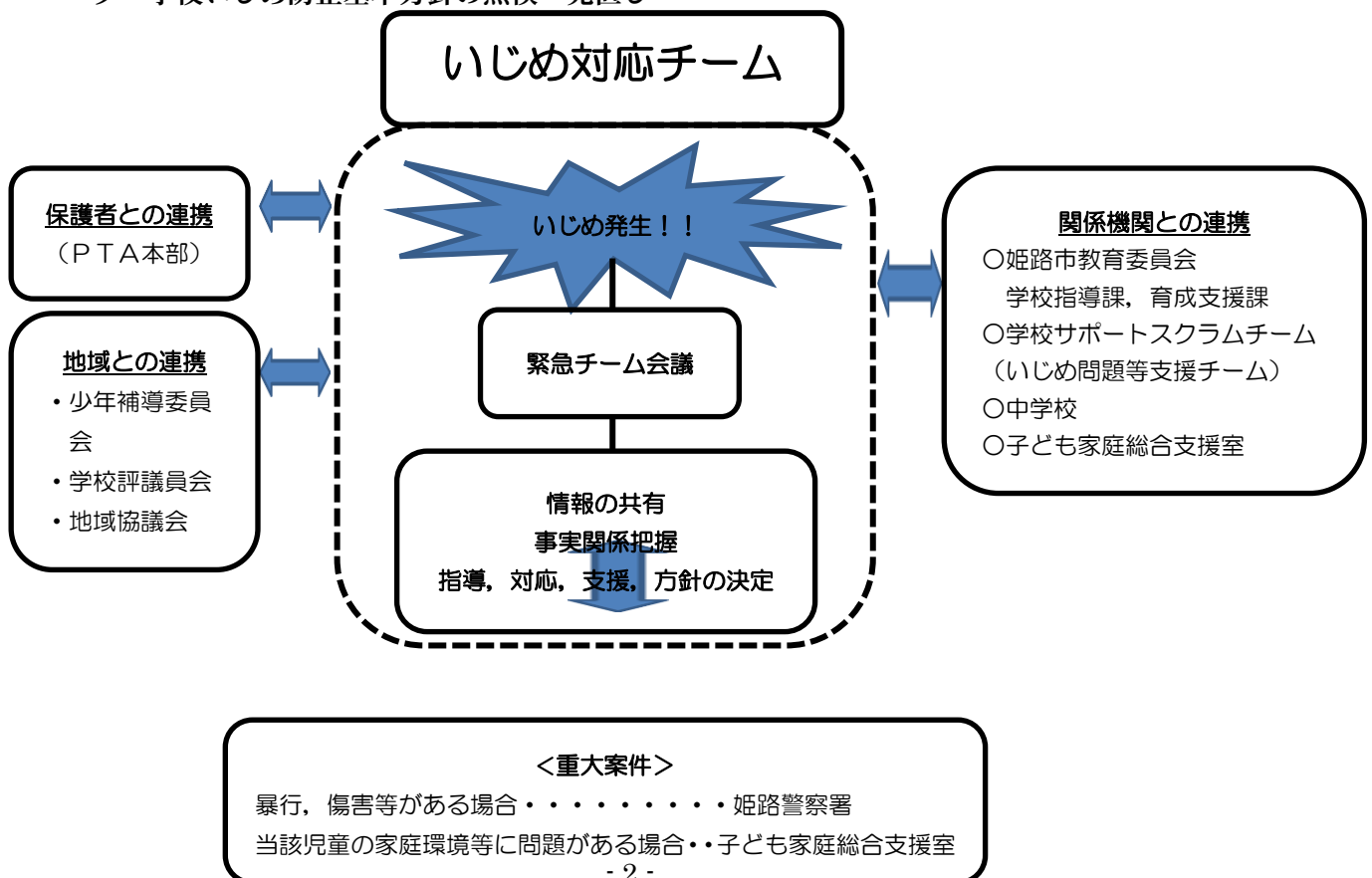
いじめの問題の取組にあたって、組織的な取組を推進するためいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、関係学年教諭、低・中・高学年代表、養護教諭、その他必要な関係者（スクールカウンセラー等）

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 船場小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成などの中核としての役割
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握や情報収集、情報共有、情報記録を目的とした取組
- エ いじめに関する情報があった場合の組織的な対応（指導方法、支援の体制・対応方針）
- オ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- カ いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- キ 保護者や地域社会への情報提供
- ク 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し



5 未然防止の取組

いじめはどの学級、どの学校にも起こり得ると言う認識のもと、「いじめが起こらない学級・学校づくり」のために日々の具体的な教育活動を積み上げ「いじめを生まない土壌作り」に取り組む。そして互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作り、分かる授業の創造、豊かな体験等を通して子どもたちの自尊感情を高め、自己肯定感、自己有用感を培う。

取 組	ねらい	具体的な内容
☆道徳教育の充実	発達段階に応じた心の教育を充実させ、豊かな心をはぐくみ、道徳性を育てる。	・小中一貫した道徳の時間の学習の充実 ・ねらいに迫る授業の創造（資料の工夫、発問の工夫） ・「生命」「思いやり」「正義」の内容項目を重点的に取り組む。
☆人権教育の充実	自尊感情を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合って生きようとする子を育成する。	<オープンスクール> ・車いすバスケットボール ・盲導犬教室 <地域> 校区人権学習
○わかる授業の創造	学力に対する自信のなさや不安をなくすため、どの児童も授業に参加・活躍できる授業改善や学習システムの構築を図る。	・教科担任制 ・「船場っ子」学習の決まり ・「家庭学習の手引き」配布 ・休み時間を利用した個別指導 ・自主学習ノートの活用 ・多文化共生サポーター、バイリンガル支援員、児童支援教員によるサポート ・エバー・カルデザの視点を取り入れた授業と具体物による視覚的な教材の工夫 ・同室複数授業、個別授業 ・家庭環境が不安定な児童への連絡・訪問・誘い出し

取 組	ねらい	具体的な内容
○保幼小連携、 小中一貫教育 の推進	保幼小連携、小中一貫教育を通して「小1プロブレム」「中一ギャップ」をはじめとした、生活面における課題の解消を図ること、豊かな人間関係を構築し、学力の向上を図る。	・相互授業参観（保幼小） ・保幼小合同研修会（就学前、就学後研修） ・オープンスクール等による小中相互授業参観 ・小学校就学前プログラムによる、「小1プロブレムの解消」 ・小中一貫カリキュラムの活用 ・小中一貫した共通の生活目標 ・小中合同研修会（カウンセリング・マインド研修）
■学級づくり	支持的風土のある学級経営	・クラスの友だちを大切にできる学級目標の設定 ・一人一人の“居場所づくり”、仲間同士の“絆づくり”への取組。
■特別活動の推進	主体的に仲間と活動することを通して、よりよい人間関係を築き、集団の一員として社会的生活態度を身につける。	〈全校集会〉 ・ペア学年でのウォークラリー ・学級単位で企画運営するお楽しみ集会 〈学校行事〉 ・ペア学年での儀式的・遠足的行事
■体験活動の充実	人権尊重の精神を基盤にし、体験を通して、互いに認め合、助け合って、明るく住みよい地域や社会、学校を作る心情・態度・実践力を育てる。	〈体験学習〉 ・アイマスク、車いす体験 ・手話・点字教室 ・こどもインターンシップ ・昔遊び体験
■ライフスキル 教育	セルフエスティームを高め、人間関係を活性化し、互いのよさやちがいを認め合い支え合う仲間づくりをすすめる。	・発達段階に応じたライフスキル教育カリキュラムの編成

取 組	ねらい	具体的な内容
◆教職員研修の 充実	基礎的・基本的な知識技能を確実に身につけさせるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成し、学力向上を図る。	・実技研修 ・講師招聘の研究授業 ・全職員公開授業 ・若年層教員
◆教職員のゆとりの確保	児童一人一人の状況や学級の様子をしっかりと把握するため、教職員がゆとりをもって児童とかわる時間を確保する。	・IT 化による職務の効率化 ・会議の効率化 ・勤務時間の適正化 ・協働体制の確立
◇正しい理解の普及・啓発・発信	いじめ防止に向けて社会全体で取組を進めるために、いじめに対する正しい理解の普及・啓発・発信活動を行う。	・学校HP、学校通信での発信 ・いじめ防止講演会開催 ・相談体制の周知
◇各種団体との連携	連合自治会をはじめとする地域の各種団体との連絡を密にし、地域における子供たちの生活の様子について、情報を共有する。	・各種団体（連合自治会、老人会、PTA、連合子ども会、防犯協会、消防団、民生児童委員、交通安全協会）との協議を通して子供たちの地域における生活の様子をつかむ。 ・緊急事態における協働体制を確立しておく。

6 早期発見の取組

日常的な観察をきめ細やかに行うことにより児童の小さな変化を見逃さない。
いじめの兆候を感じた児童がいる場合には、全教職員が気づいたことを共有し、

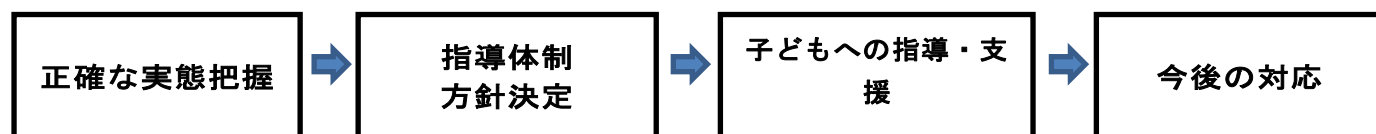
- ◆大勢の目で児童を見守る。
- ◆「いじめ」を大人に伝えることは正しい行いであるという認識を持たせる。
- ◆生活アンケートを行い、児童の人間関係や悩みを把握し、いじめのない学校づくりを目指す。

取 組	ねらい	具体的な内容
日々の観察	子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設け、児童の様子や人間関係を把握する。	・休み時間や放課後などの巡回指導や目配り
いじめ 実態調査アンケート	いじめ調査アンケートを実施し、情報収集を図る。	・学期に1回行う
教育相談 (学校カウンセリング)	日ごろから気軽に相談できる環境作り、児童理解に努める。	・学級担任による面接 ・必要に応じてスクールカウンセラーによる面接
連絡帳、通信の活用	担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係の構築を図る。	・学校側の取組についての情報を伝えたり、家庭での様子や友人関係についての情報を集めたりする。
職員間での情報交換・ 連絡・相談、生活指導委	全職員で情報を共有し、早期対応を図る。	・報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。 ・いじめ問題を学校全体で組織的に対応するために情報交換をしたり、事例研究をしたりする。
保護者懇談 家庭訪問	保護者や家庭と連絡を取り、情報収集に努め、協力を求める。	・積極的な家庭訪問や電話連絡により、状況を把握する。

7 早期対応

いじめの兆候に気づいた時は、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応する。いじめられているこどもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。

- 「いじめ対応チーム」を召集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。



- ・当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・いじめの全体像を把握する。

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

- ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに相手の痛みや苦しみに思いを寄せる指導を行い「いじめは決して許されない行為である」という人権感覚をもたせる。
- ・保護者と直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- ・継続的に、指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを継続する。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・いじめ解消は、心理的又は物理的影響を与える行為がやんでいる状態が、少なくとも3ヶ月は継続していること、今現在苦痛を感じていないことを面談等により確認する。（本人及び保護者の確認）

8 特別な支援を必要とする児童への配慮

障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進する。

障害のある児童は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要である。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、児童をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要がある。

そのため、校内研修や児童理解など様々な機会をとらえ、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該児童への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を整えていく。

9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

また、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、市教委の指導員を招聘し、指導を仰ぐと共に、マナーやルールづくり、携帯電話等を児童に持たせる必要性について保護者に依頼する。
- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して、児童や保護者に啓発する。
- インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速な対応を図ると共に、場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合と認めるときである。①の「重大な被害」とは、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には校長の判断により迅速かつ適切に調査に着手する。

(2) 重大事態への対処

重大事態および同種の事態が発生したと判断した場合、直ちに市教育委員会に報告する。

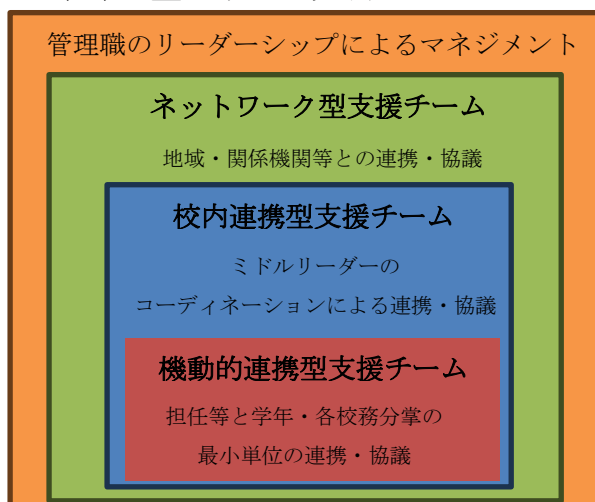
ア 調査主体が学校となる場合

市教育委員会の指示のもと、校長がリーダーシップを発揮して、校内のいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。

イ 調査主体が市教育委員会になる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 重大事態に発展させないためのチーム支援



生徒指導の諸課題を解決するためには、学級担任が1人で問題を抱え込まずに生徒指導担当等と協力して、機動的連携支援型チームで対応する。また、対応が難しい場合は、生徒指導担当や学年代表、養護教員、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応を行う。さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応を行う。

11 いじめ防止に係る年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	連 携
4月	・いじめ対応チーム 指導方針・計画作成 ・職員会、生活指導・校内委員会	・前学年との引継ぎ、連絡 ・学級づくり ・授業参観	・個別懇談会 ・スクールカウンセラーの広報	・PTA役員会 ・学級懇談会
5月	・職員会、生活指導・校内委員会 ・船場っ子を知る会	・1年生を迎える会 ・オープンスクール	・低学年下校見守り	・小中一貫教育推進委員会
6月	・職員会、生活指導・校内委員会	・音楽会	・いじめアンケート① ・低学年下校見守り	・保幼小連絡会 ・小中連絡会 ・学校評議員会
7月	・職員会、生活指導・校内委員会	・全校集会 ・夏季休業前生活指導	・個別懇談会 ・低学年下校見守り	
8月	・職員会、生活指導・校内委員会	・カウンセリング・マインド研修		・小中一貫教育合同研修 ・人権のつどい
9月	・職員会、生活指導・校内委員会	・新学期学級指導 ・授業参観 ・修学旅行事前指導	・低学年下校見守り	・船場校区人権教育学習会
10月	・職員会、生活指導・校内委員会	・運動会	・低学年下校見守り	
11月	・職員会、生活指導・校内委員会	・全校集会	・低学年下校見守り	・中人研 ・学校評議員会
12月	・職員会、生活指導・校内委員会	・冬季休業前生活指導	・いじめアンケート② ・個別懇談会 ・低学年下校見守り	
1月	・職員会、生活指導・校内委員会	・新学期学級指導 ・オープンスクール	・低学年下校見守り	
2月	・職員会、生活指導・校内委員会	・授業参観	・低学年下校見守り	・学校評議員会 ・学級懇談会
3月	・職員会、生活指導・校内委員会	・春季休業前生活指導 ・全校集会	・いじめアンケート③ ・低学年下校見守り	・小中連絡会 ・保幼小連絡会

※修学旅行、自然学校 年度により時期が異なる。

12 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机がまがっている。
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- ☐ 個人の掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで特定の子どもを誹謗中傷するグループがある
- ☐ 授業中、教師にわからないように手紙を回す子どもがいる

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおどしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多い
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成のときに孤立しがちである
- ☐ 教室に遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、悪口を言われたりする

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の子供にやっている
- ☐ 食べ物にいたずらをされる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減っている

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人離れて掃除をしている

◎その他

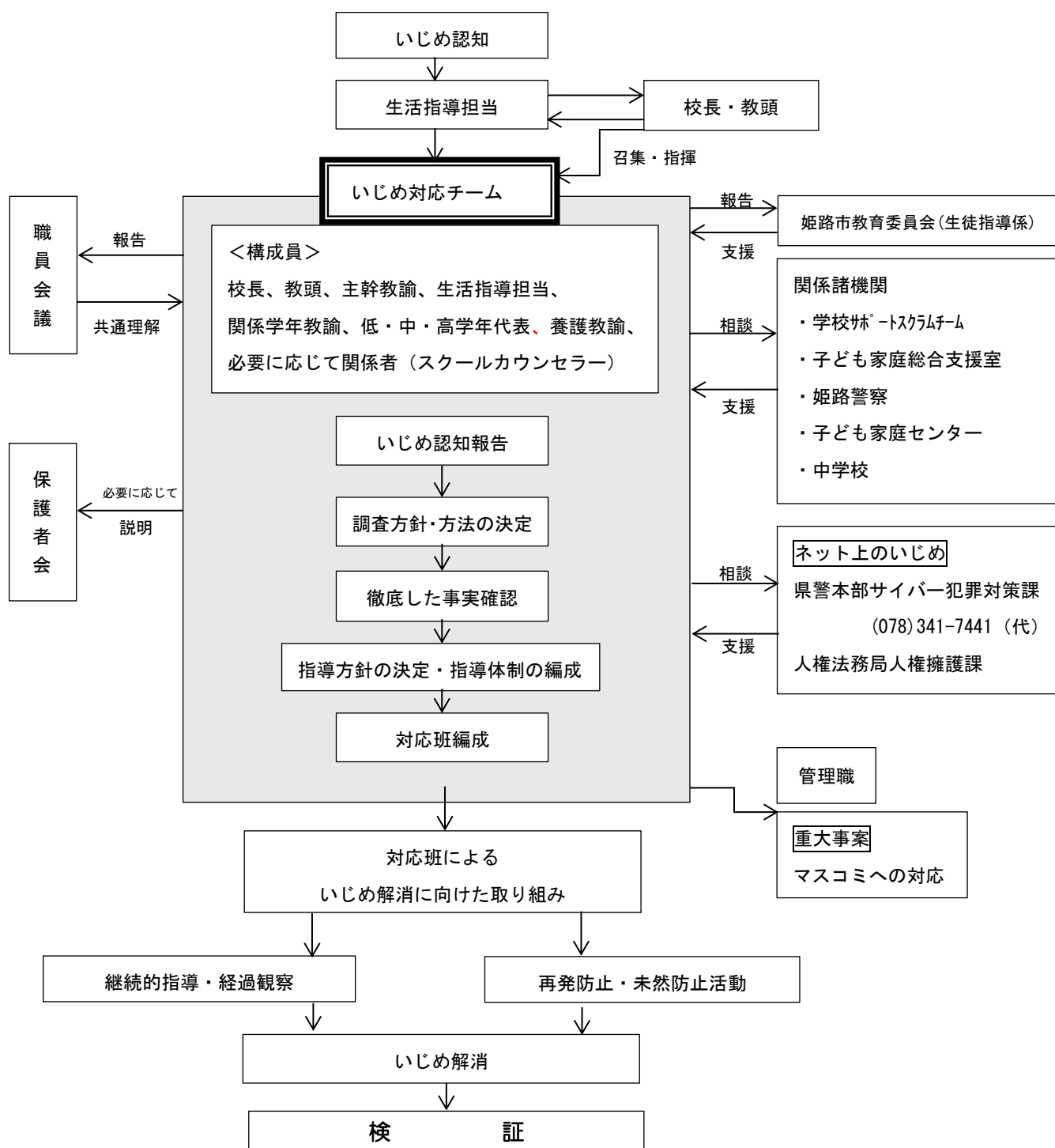
- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされている
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする

- ☐ 服が汚れていたり、靴の跡がついていたりしている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足に擦り傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

13 組織的対応の流れ



■事実確認は、被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、複数職員で行う。

■いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や双方の意見にずれがある場合は十分検討協議し、慎重に対応する。

14 いじめの防止等の検証及び見直し

- このいじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童へ説明し、意見を募る。
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善する。
- いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定する。